

**四国中央市第 6 期障がい福祉計画
四国中央市第 2 期障がい児福祉計画**

(案)

令和 3 年 3 月
四 国 中 央 市

もくじ

四国中央市第6期障がい福祉計画 四国中央市第2期障がい児福祉計画

第1章 計画策定にあたって	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1. 障害者手帳所持者の状況	5
2. 住民基本台帳人口の状況	6
3. 障害福祉サービス等受給者数の状況	6
4. 障害福祉サービス等提供事業所数の状況	7
第3章 成果目標及び活動指標	
1. 施設入所者の地域生活への移行	8
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3. 地域生活拠点等が有する機能の充実	10
4. 福祉施設から一般就労への移行等	11
5. 障がい児支援の地域支援体制の整備等	13
6. 相談支援体制の充実等	15
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	16
8. 発達障がいのある人に対する支援	17
第4章 障害福祉サービス等の見込量	18
第5章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	23
第6章 その他の取組	
1. 成年後見制度の推進	29
2. 虐待の防止	29
3. 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進	30
参考資料	
第6期四国中央市自立支援協議会資源開発部会実績報告書	31

第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨

四国中央市第6期障がい福祉計画並びに四国中央市第2期障がい児福祉計画（以下「この計画」といいます）は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援などを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とし策定します。

2. 位置づけ

この計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけられます。

また、本市の上位計画である「四国中央市第2次総合計画」、「第2次地域福祉計画」と一体的に連動して取組み、障害者基本法に基づき障がい者のための施策の基本的な方針を定める「第2次障がい者福祉計画」の部分的な実施計画としての性格を有するものです。

なお、この計画は、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）に基づき策定することとされています。

名称 \ 年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
総合計画	基本構想・基本計画											
	前期基本計画			後期基本計画								
地域福祉計画	第2次						第3次					
障がい者福祉計画	第2次						第3次					
障がい福祉計画	第4期	第5期				第6期						
障がい児福祉計画			第1期			第2期						

3. 計画期間

この計画は、令和 5 年度を目標年次とし、計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年です。

4. 対象

この計画の対象となる「障がい者」並びに「障がい児」の定義は、障害者基本法第 2 条 1 において、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされております。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者等も対象となったことを受け、この計画では上記の定義に難病患者等も加えるものとします。そのうち 18 歳未満の者については「障がい児」と表記しています。

5. 計画の検証

この計画において設定した目標・事業量は、PDCA サイクルを導入し、施策の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を整理・検討し、その結果については「四国中央市自立支援協議会」において意見を聴き、必要があると認めるときは、本計画を変更する等必要な措置を講じます。

評価の結果については、市ホームページ等で市民に公表します。

6. 計画の基本的な考え方

この計画は、次に掲げる事項について成果目標および活動指標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進めます。

また、第6期四国中央市自立支援協議会資源開発部会が、平成30年度・令和元年度に実施した、障がいのある人の支援者・家族・当事者を対象としたアンケートの調査結果より抽出された四国中央市の課題やニーズを反映させ策定することとします。

【成果目標および活動指標設定事項】

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上
- (8) 発達障がいのある人に対する支援

7. 「障がい」のひらがな表記

この計画では、マイナスイメージを与える「害」の表記はノーマライゼーションの理念を推進するうえからも不適切と考え、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在で5,236人、人口86,073人に対する割合は、6.1%であり、市民の約16人に1人が手帳を所持していることになります。手帳別では、身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。療育手帳及び精神障害者福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

(単位：人)

手帳種別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	3,996	3,948	3,848	3,766
療育手帳	776	773	827	870
精神障害者保健福祉手帳	414	453	470	600
合計	5,186	5,174	5,145	5,236

各3月31日現在

①身体障害者手帳所持者数

実所持者数	3,766
-------	-------

(単位：人)

種別\等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	68	121	31	70	54	29
聴覚又は平衡機能障害		105	35	72	4	125
音声機能、言語機能又は そしゃく機能障害			64	24		
肢体不自由	260	626	722	841	306	172
内部障害	821		206	278		
合計	1,149	852	1,058	1,285	364	326

令和2年3月31日現在

②療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢\区分	重度(A)	重度以外(B)	計
18歳未満	58	155	213
18歳以上	207	450	657
合計	265	605	870

令和2年3月31日現在

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	51	412	137	600

令和 2 年 3 月 31 日現在

2. 住民基本台帳人口の状況

本市の人口の状況を見ると、年々減少傾向にあります。人口に対する手帳所持者率は、若干の増加傾向にあります。

年	世帯数	人口			人口増減	人口に対する手帳所持者率 (%)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)		
平成 29 年	38,852	89,070	43,341	45,729	△ 831	5.8
平成 30 年	38,874	88,096	42,909	45,187	△ 974	5.9
平成 31 年	38,827	87,005	42,457	44,548	△ 1,091	5.9
令和 2 年	38,871	86,073	42,056	44,017	△ 932	6.1

住民基本台帳人口（外国人を含む）

各 3 月 31 日現在

3. 障害福祉サービス等受給者数

本市における障害者総合支援法による障害福祉サービス受給者は、令和 2 年 3 月末時点で 673 人となっており、年々増加傾向にあります。

児童福祉法による児童通所支援サービス受給者は、平成 31 年 3 月末までは増加傾向にありましたが、令和 2 年 3 月末時点では 360 人となっており、前年比 11 人の減少となっています。

しかし、近年のサービス提供事業所の増加に伴い、1 人あたりのサービス利用量は増加しているのが現状です。

(単位：人)

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
障害福祉サービス	580	593	641	673
児童通所サービス	286	356	371	360
合 計	866	949	1,012	1,033

各 3 月 31 日現在

4. 障害福祉サービス等提供事業所の状況

令和2年4月1日現在、市内の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス提供事業所及び、児童福祉法に基づく障害児通所支援等提供事業所は下記のとおりです。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス提供事業所

サービス名		事業所数	利用定員	備考
訪問系サービス 延べ27カ所	居宅介護	11		
	重度訪問介護	10		
	同行援護	5		
	行動援護	1		
日中活動系サービス 延べ36カ所	生活介護	15	212	基準該当5
	自立訓練(機能)	0		
	自立訓練(生活)	2	26	
	宿泊型自立訓練	0		
	就労移行支援	2	20	
	就労継続支援A	2	30	
	就労継続支援B	11	166	従たる事業所2
	療養介護	0		
	短期入所	併設型 空床型	21 2	
居住系サービス 延べ5カ所	施設入所支援	障がい者支援施設	2	90
		障がい児入所施設	1	30
	共同生活援助	包括型	1	19
		外部型	1	20
相談支援 延べ25カ所	計画相談支援		9	
	地域移行支援		8	
	地域定着支援		8	

児童福祉法に基づく障害児通所支援等提供事業所数

サービス名		事業所数	利用定員	備考
通所系サービス 延べ15カ所	児童発達支援	4	55	
	放課後等デイサービス	10	105	従たる事業所1
	保育所等訪問支援	1		
入所系サービス 1カ所	施設入所支援	障がい児入所施設	1	30
相談支援 9カ所	計画相談支援		9	

第3章 成果目標及び活動指標

1. 施設入所者の地域生活への移行

障がい者支援施設の入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の数及び施設入所者の削減目標を設定します。

令和2年3月末現在、四国中央市では138人（市内施設90人、市外施設48人）が施設入所しています。国の基本指針では、そのうち6%以上（9人以上）を地域生活に移行することを目指すことを、目標値として求めています。しかしながら、第5期障がい福祉計画期間（平成30年度～令和2年度）における本市の地域移行者数は、目標値12人に対し、令和2年10月末現在で、実績値1人のみにとどまっており目標達成は困難な状況です。これをうけ、本市では、地域生活移行者数の目標を5人とします。

また、施設入所者の削減について、国の基本指針では令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上（3人以上）を削減することを基本としていますが、市内の障がい者支援施設2施設について、令和2年9月末現在、本市市民の待機者数は延べ13人となっています。この状況を考慮し、この計画期間における施設入所者の削減数は見込まないこととし、入所待機者の解消が図られたのち、施設入所者の削減について検討を行うこととします。

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、地域移行に対して安心感を持てるような支援、地域における障がいのある人に対する理解促進や相談支援体制の充実、居住の場・日中活動の場などの社会資源が必要であるため、その確保に努めます。

【国の指針】

①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②施設入所者の削減

令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

【成果目標①】

項 目	数 値	
令和元年度末時点の施設入所者 ※	A	138 人
【目標値】	B	5 人
A のうち令和5年度末までの地域生活移行者		
達成率	B/A	3.6%

※ 改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者で、引き続き当該施設等に入所している者の数を含む。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がい者が地域の一人として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。

その構築に向け、本市では、四国中央保健所（障害保健圏域）と連携し、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議を場の設置するとともに支援体制を構築するために必要となる、目標設定及び評価を年1回実施することを活動指標とします。

また、精神障がい者の地域生活のために必要な障害福祉サービス（地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助（グループホーム））の利用見込数をそれぞれ活動指標とします。

なお、国の基本指針に基づく成果目標は、「第6期愛媛県障がい福祉計画」（計画期間：令和3年～5年度）において策定されます。

【活動指標】

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3	3	3

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

関係者	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	6	6	6
医療（精神科）	3	3	3
医療（以外）	1	1	1
介護	1	1	1
当事者	1	1	1
家族	1	1	1
その他	3	3	3

③精神障がい者のうち障害福祉サービスの利用見込数

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援利用者数	2	2	2
地域定着支援利用者数	2	2	2
共同生活援助利用者数	2	2	2

【国の指針】 ※「第 6 期愛媛県障がい福祉計画」において策定

- ①精神障がい者の精神病床から退院 1 年以内の地域移行における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- ②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69% 以上、6 か月時点の退院率を 86% 以上、1 年時点の退院率を 92% 以上とすることを基本とする。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つを柱としています。

本市における地域生活支援拠点整備について、第 6 期四国中央市自立支援協議会拠点整備部会において協議され、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の両面から機能整備をはかる「併用整備型」整備することを目標とし、整備後は、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況の検証を行うことを目標とします。

【国の指針】

- ①令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【成果目標①-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに地域生活支援拠点等を確保	1 拠点	

【成果目標①-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討の実施	1 回／年	

4. 福祉施設から一般就労への移行

第 6 期自立支援協議会資源開発部会が実施したアンケート結果から、当事者は、就労や自立の意欲が高い人が多く、家族（主に親）は将来に渡って生活していけるかを心配する人が多く、ともに就労に対する悩みや関心は高いと分析しました。

このニーズに応えるため、公共職業安定所（ハローワーク四国中央）、障がい者就業・生活支援センター（ジョブあしすと UMA）、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）事業所との連携強化を図り、当事者、支援者、企業間での交流機会の増加を促進し、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し理解を深めます。

【国の指針】

- ①令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ②就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和 5 年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- ③就労継続支援 A 型及び B 型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和 5 年度中に令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上、1.23 倍以上を目指すこととする。
- ④就労定着支援の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本

とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【成果目標①】

項 目	数 値
令和元年度末時点の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	A 7人
【目標値】 令和5年度末時点の一般就労移行者数	B 10人
増加率	B/A 142.9%

【成果目標②】

項 目	数 値
【成果目標①】 令和元年度末時点の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労移行支援事業所からの移行者数	A 6人
【目標値】 令和5年度末時点の就労移行支援事業所からの移行者数	B 8人
増加率	B/A 133.3%

【成果目標③-1】

項 目	数 値
【成果目標①】 令和元年度末時点就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労継続支援A型事業所からの移行者数	A 1人
【目標値】 令和5年度末時点の就労継続支援A型事業所からの移行者数	B 1人
増加率	B/A 100%

【成果目標③-2】

項 目	数 値
【成果目標①】 令和元年度末時点就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労継続支援B型事業所からの移行者数	A 0人
【目標値】 令和5年度末時点の就労継続支援B型事業所からの移行者数	B 1人
増加率	B/A —

【成果目標④-1】

項 目	数 値
【目標値】 令和 5 年度末時点において、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70%

【成果目標④-2】

項 目	数 値
【目標値】 令和 5 年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	70%

就労定着率：過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

平成 29 年 4 月、本市の子ども若者支援の拠点となる四国中央市子ども若者発達支援センター（愛称 Palette（パレット））が整備されました。当センターは、児童福祉法に基づく児童発達支援センター及び児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業及び放課後等デイサービス事業を行うほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターとして、子ども若者が抱える悩みや相談に応えます

また、医療的な支援が必要な子ども若者をスムーズに医療機関につなげ、また医療機関からも相談を含む地域の障害福祉サービスにつなげるため、情報交換やケース会議などを実施し、子どもの特性に応じた医療機関とのつながりを深めていきます。

【国の指針】

- ①令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
- ②令和 5 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機

関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【成果目標①】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 力所	整備済

【成果目標②】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1 力所	

【成果目標③-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末時点の、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 力所	

【成果目標③-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末時点の、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 力所	

【成果目標④-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1 力所	

【成果目標④-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1 人	

6. 相談支援体制の充実・強化等

本市の相談支援体制について、第 6 期自立支援協議会資源開発部会が実施したアンケート結果からも相談支援体制・相談窓口の充実が課題として挙げられており、四国中央市基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

【国の指針】

- ①令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【成果目標①-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施回数	1 回／年	

【成果目標①-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3 件／年	

【成果目標①-3】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 5 年度末までに、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件／年	

【成果目標①-4】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和5年度末までに、地域の相談機関との連携強化の 取組実施回数	1回／年	

7. 障害福祉サービス等の質の向上

第6期自立支援協議会資源開発部会が実施したアンケート結果から、福祉人材の確保・育成は最重要課題として挙げられています。

本市職員においても、近年のサービスの多様化、事業所の増加に伴い、利用者が真に必要なサービスを提供していくための取り組みとして、また、障害者総合支援法の具体的内容を理解・促進する観点から、愛媛県が実施する、サービスに関する研修や虐待防止・権利擁護研修の受講のほか、事業者向けの研修の聴講等を積極的に行い職員の資質向上に努めます。

また、障害福祉サービス等にかかる給付費が年々増加する中、審査支払事務の効果的、効率的な実施が求められています。

障害者自立支援審査支払システム等の審査結果や分析結果を事業所等と共有する機会をつくり、給付費等の「正しい請求、正しい支払」の推進に努めます。

【国の指針】

- ①令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【成果目標①-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和5年度末時点の、相談支援従事者研修等を活用した四国 中央市職員の受講人数	2人／年	

【成果目標①-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和5年度末までに、障がい者自立支援審査支払システムで の審査結果やその分析結果を活用した取り組みの実施回数	1回／年	

8. 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいとは「発達の過程で明らかになる脳機能の障がいで、行動やコミュニケーションなどの障がい（症状）が通常低年齢において発現するもの」と規定されています。2002 年文部科学省の発達障がいの全国調査結果では、通常学級にいる学童の約 6.3%に軽度の発達障がいがあるとされています。

平成 28 年の発達障害者支援法の一部改正に伴い、市町村は発達障がいの早期発見に努め、発見した場合には適切な支援を行うことが規定されています。

この計画における発達障がいのある人及びその家族への支援として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングの受講者数、発達障がいのある人の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレント・メンターの人数及びピア（当事者、同じような境遇の人、仲間）同士が交流するピアサポート活動の参加人数を活動指標とします。

【活動指標】

種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2	3	5
ペアレント・メンターの人数	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	35	40	45

第4章 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービスの概要

【①訪問系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、入院時も一定の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【②日中系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 (雇atype)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。
就労継続支援 B 型 (非雇atype)	

就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【③居住系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【④相談支援サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 障害福祉サービス見込量

【①訪問系サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス 合計	利用人数（人/月）	190	205	221
	利用時間（時間/月）	2,765	2,953	3,146

【②日中系サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用人数（人/月）	240	250	260
	利用時間（日/月）	4,200	4,300	4,550
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人/月）	1	1	1
	利用時間（日/月）	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人/月）	40	45	50
	利用時間（日/月）	520	585	650
就労移行支援	利用人数（人/月）	25	25	25
	利用時間（日/月）	430	430	430
就労定着支援	利用人数（人/月）	15	15	15
就労継続支援 A 型	利用人数（人/月）	45	49	53
	利用時間（日/月）	850	930	1,010
就労継続支援 B 型	利用人数（人/月）	220	245	269
	利用時間（日/月）	3,630	4,040	4,440
療養介護	利用人数（人/月）	21	21	21
短期入所	利用人数（人/月）	20	25	30
	利用時間（日/月）	150	175	210
短期入所（医療型）	利用人数（人/月）	1	1	1
	利用時間（日/月）	5	5	5

【③居住系サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用人数（人/月）	0	0	0
共同生活援助	利用人数（人/月）	75	80	90
施設入所支援	利用人数（人/月）	138	138	138

【④相談系サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	190	200	210
地域移行支援	利用人数（人/月）	3	3	3
地域定着支援	利用人数（人/月）	3	3	3

(3) 障害児通所支援等の概要

【障害児通所支援等サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等（※）を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。乳児院・児童養護施設に入所している障がい児も対象となります。 （※）保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要とみとめられた未就学の障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

(4) 障害児通所支援等の見込量

【障害児通所支援等サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	利用人数（人/月）	135	140	145
	利用時間（日/月）	640	670	690
放課後等デイサービス	利用人数（人/月）	360	380	400
	利用時間（日/月）	2,400	2,600	2,800
保育所等訪問支援	利用人数（人/月）	3	4	5
	利用時間（日/月）	6	8	10
医療型児童発達支援	利用人数（人/月）	0	0	0
	利用時間（日/月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（人/月）	1	1	1
	利用時間（日/月）	3	3	3
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	83	88	93

第5章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	7	7	7
基幹相談支援センター	実施か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話通訳者 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	市役所内に手話通訳を設置します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人/年	240	250	260
要約筆記者派遣事業	人/年	12	12	12
手話通訳者設置事業	人/年	260	260	260

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護坊帽、移動・移乗支援用具
在宅療養等支援用具	ネプライザー（吸引器）、透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、情報・通信支援用具等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある方の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排泄管理支援用具	件	2,420	2,420	2,420
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施か所/年	1	1	1
	修了者数	10	10	10

(9) 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	110	115	120
	時間/年	5,000	5,200	5,400

(10) 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施か所/年	3	3	3
	人/年	700	700	700

【任意事業】主なもの

(11) 訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	身体障がいにより居宅の浴槽での入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	340	340	340

(12) 日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を図ります。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	60	120	180

(13) 地域移行のための安心生活支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域移行のための安心生活支援	入所施設や病院から地域へ移行した障がい者等が、安心して地域生活へ移行及び安定した地域生活の維持・継続を確保するため、24時間緊急相談や緊急一時支援、地域生活体験やそのコーディネートを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行のための安心生活支援	実施の有無	実施	実施	実施

(14) レクリエーション活動支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
レクリエーション活動支援	障がい者の体力増強、交流、社会参加を図るため、スポーツ大会や運動会等のレクリエーション活動を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動支援	実施の有無	実施	実施	実施

第 6 章 その他の取組

1. 成年後見制度の推進

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消すことで本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

本市では令和 2 年 2 月に「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、「成年後見制度の広報・啓発活動の強化」及び「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を重点施策として掲げ、広報活動の強化と既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、利用者と後見人を支える地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進と理解促進を推進します。

また、令和 2 年 4 月に設立された、成年後見サポートセンターとも連携し、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対し支援を行い、障がいのある人が、地域で安心して生活できるように権利擁護の体制充実に取り組みます。

2. 虐待の防止

虐待は、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際の連絡体制の一元化と迅速かつ的確な対応が必要です。

本市では平成 24 年 10 月に「四国中央市虐待防止センター」を設置し、速やかな事実確認・援助方針・支援者役割の決定、相談支援専門員及びサービス管理者等の関係者からの早期報告による虐待事案の未然防止・早期発見に取り組んできました。今後も引き続き、体制強化を図り虐待の防止に務めます。

3. 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進

第 6 期自立支援協議会資源開発部会が実施したアンケート結果からも、災害について高い関心があることが分かりました。

近年、日本全国で、集中豪雨や台風による想定を上回る災害が発生し、甚大な被害に見舞われています。本市でも、平成 16 年の台風災害では 5 人の犠牲者が発生しました。加えて、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、

高い確率で発生することが予想されており、障がいのある人で特に配慮を要する方（要配慮者）や、これらの方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確保することが重要な課題となっています。

本市では、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの状況や避難支援方法等を具体的に示した支援計画を定める「避難支援プラン個別計画」の作成を推進し、安全な場所への避難に対する一連の行動について支援を必要とする要支援者の生命・身体を守るため、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図ることにより、障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災対策の推進に務めます。

参考資料

**第 6 期四国中央市自立支援協議会
資源開発部会 実績報告書**

令和 2 年 2 月

四国中央市自立支援協議会資源開発部会

1. 部会の役割と目標

(1) 役割

当事者及び家族等のニーズの把握

(2) 今期の目標

- ・当事者及び家族等の障がい福祉サービスのニーズ調査・分析
- ・不足しているサービスの検証、充実するための方策の研究
- ・未実施及び新たなサービス利用に関する調査・分析

2. 部会で実施した調査

(1) 障がい児・者の支援者向けアンケート調査

調査対象 障がい福祉サービス事業所、病院、行政機関等

調査期間 2018年10月16日～11月22日

回収率 91.6% (66/72事業所)

(2) 障がい児・者の家族向けアンケート調査

調査対象 障がい児・者の家族

調査期間 2019年2月22日～3月22日

回収率 61.4% (307/500人)

(3) 障がい児・者の当事者向けアンケート調査

調査対象 障がい児・者

調査期間 2019年8月30日～9月30日

回収率 63.6% (318/500人)

3. ニーズの選出方法 当事者とその家族及び支援者にアンケート調査を実施した結

果、様々なニーズを把握することができた。しかし、確認できたニーズは多岐に渡るため、この中から重要なもの・優先して取り組むべきものを選出する必要がある。

よって、以下の3つの視点（方法）で特に重要なニーズと取り組むべき分野を導き出すこととした。

(1) 3アンケート結果によるニーズの比較・評価

当事者・家族・支援者のアンケートから導き出されたニーズをそれぞれの結果から照らし合わせ、ニーズの総合的な評価を行う。

(2) 主要なニーズの因果関係分析

あるニーズを満たすことによって、別のニーズにも貢献し得る波及効果が高いニーズ・分野を把握し、優先的に取り組むものとして評価する。

(3) 愛媛県実施アンケートデータによる四国中央市の現状分析と課題の把握

2019年7～8月に愛媛県が県内の障がいのある方向けにアンケート調査（以下、愛媛県障がい者ニーズ調査）を実施しており、これを分析・比較することで、部会で実施したアンケートとは別の視点でニーズや課題を確認し、取り組むべき分野を考察する。

4. ニーズの選出

(1) 3 アンケート結果によるニーズの比較・評価

「障がい児・者の支援者向けアンケート調査」「障がい児・者の家族向けアンケート調査」「障がい児・者の当事者向けアンケート調査」の主なニーズを取りまとめた。主要なニーズを◎、中程度のニーズを○、一定のニーズが確認できたものを△として評価し、ニーズをそれぞれのアンケート結果に照らし合わせて総合評価したものである。

その結果、以下のニーズが総合的に高いことが分かった。

「情報の提供・周知」「事業所」「福祉人材」「障がい者就労」「障がい者が身近な社会」

各アンケートにおいて確認されたニーズ・課題と評価

評価 ニーズ	支援者向け アンケート 評価	家族向け アンケート 評価	当事者向け アンケート 評価	総合 評価
移動手段	◎ 公共交通機関が不便	○ 余暇活動の充実のために重要だが、付き添える人も欠かせない	○ 公共交通機関の充実や環境整備とともに、一般市民の理解や配慮も求められる	○ ⁺
事業所	◎ 施設の絶対数と多様さ（特色・特性など）の不足	◎ 数や定員不足とともにサービス提供内容も重視されている	— （自由記述で数件要望を確認）	◎
福祉人材	◎ ヘルパーなど人員不足によりサービスが充足されてない	◎ 支援者には信頼関係や技術が重視されている	— 希望の実現に向けて柔軟にサポートできる支援者が必要	◎
居場所づくり・交流	◎ 夜間・休日などの居場所や交流の場が求められている	○ 当事者同士のふれあいや仲間づくりの場が余暇活動の充実に重要	— （自由記述で数件要望を確認）	○ ⁺
情報の提供・周知	◎ 必要な情報が届いていないため、サービス利用のミスマッチに繋がっている	◎ 福祉の制度・サービスの周知や相談窓口につながる仕組みが求められる	◎ 福祉サービスやイベント、災害対策状況など幅広く障がいに特化したものが必要	◎
障がい者就労	○ 障がい者雇用に対する理解や就労体験・交流の場	◎ 障がい者への理解や配慮があり、多様な働き方ができるよう企業を支援	◎ 就労意欲や自立への思いがあり、就職から定着までの幅広い支援を希望	◎ ⁻
障がい者が身近な社会	○ 社会の障がいに対する理解の場	◎ 障がいの理解・啓発が、地域活動への参加のしづらさや避難所生活への不安を解消	◎ 日常生活や就労、災害時など様々な場面で障がい理解や啓発が影響する	◎ ⁻
相談	—	◎ 相談先を知らなかったり、相談したいときに相手がいない	△ 福祉専門職との関りが少ない人がいて、様々な機会を損なっている状況がみられる	○
災害対策	○ 被災を想定した訓練や集会の機会	○ 障がい等の理解、安否確認や移動に不安がある	◎ 障がい種別ごとに様々なニーズがあり、対策状況を知る機会が必要	○ ⁺

◎：ニーズ大 ○：ニーズ中 △：ニーズ小 —：評価不可

(2) 主要なニーズの因果関係分析

アンケートから分かった主要なニーズ間の因果関係を考察する。

(どのように取り組むかにもよるが) あるニーズを満たすことによって別のニーズを満たすことも起こりえる。例えば、「福祉人材の増加・育成」に取り組めば、災害時の避難にも施設の職員が多く対応できるので、結果的に災害対策の一部を担うと考えられる。(ただし、災害対策が進んでいない理由の中に福祉人材の不足が含まれない等、原因と結果の関係になっていない場合、この論理は成立しない。)

このようにして、ニーズ間の関係性を構造的に示したものが以下の図となる。

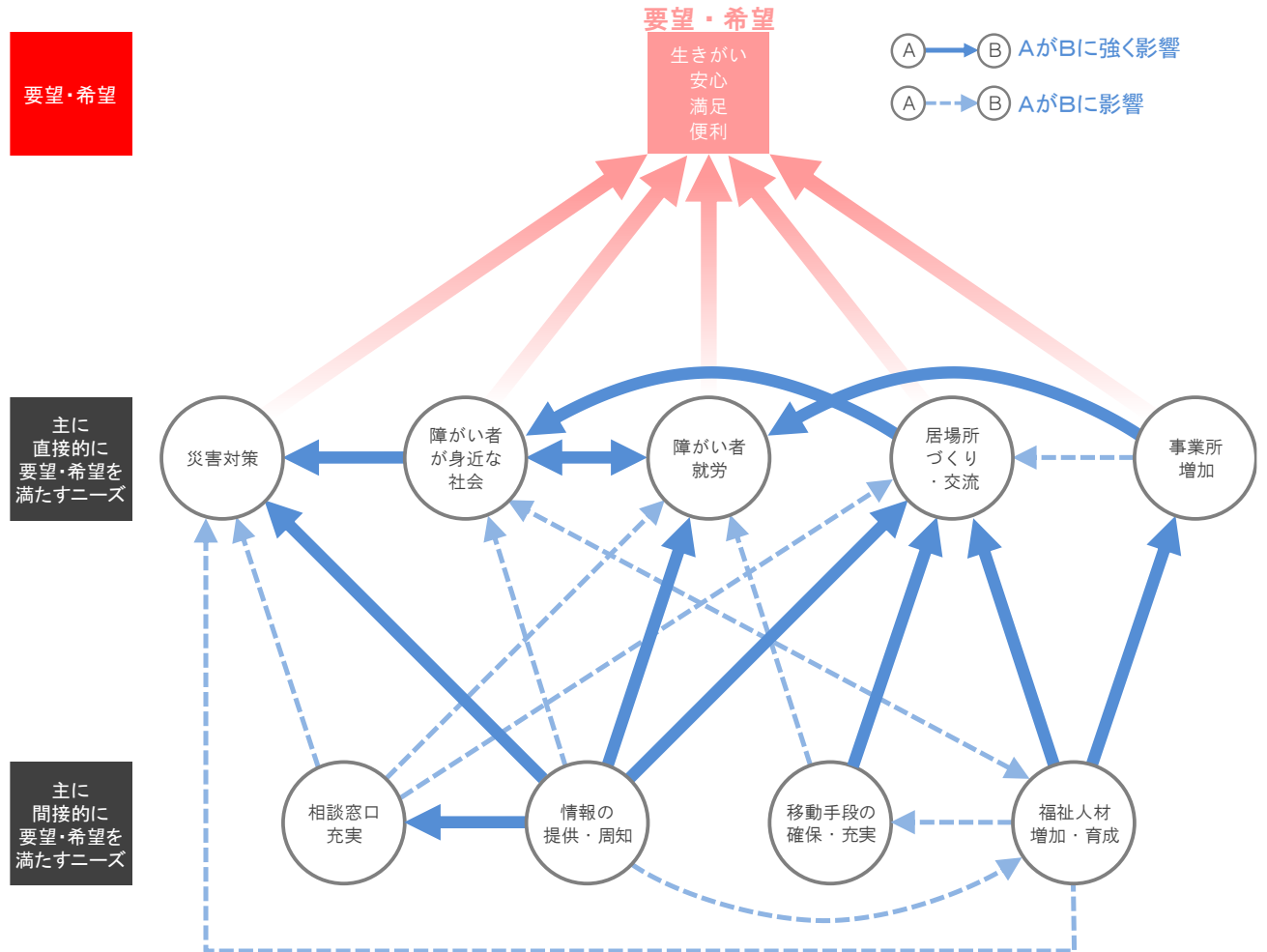
その結果、以下の波及効果が高いことが分かり、これらに取り組むことで間接的に様々なニーズを満たすことが期待できる。

「情報の提供・周知」 (6つのニーズに影響)

「福祉人材の増加・育成」 (5つのニーズに影響)

「相談窓口の充実」 (3つのニーズに影響)

主要なニーズ間の相関図



(3) 愛媛県実施アンケートデータによる四国中央市の現状分析と課題の把握

2019年7～8月に愛媛県が実施した愛媛県障がい者ニーズ調査は、資源開発部会で実施した当事者向けアンケートと比べ、「調査項目が多い」「対象者がランダムで選出されている」「他地域と比較できる」等の面で有益なものである。これを活用することによって、各設問の回答項目における選択割合からニーズや課題の大きさ、11市内での順位や偏差値から四国中央市の課題や特徴等が確認できる（自治体単位では回収数が多くないため、誤差の影響に留意し、県内20市町のうち町部を除く11市を分析の対象とした。なお、11市の回答者数は20市町の回答者数全体の約86%を占める）。

このようにして分析した結果、以下のニーズや課題があることが確認できた。

「相談支援体制の充実」「障がい者就労」「災害対策」「障がい者への理解や配慮」

アンケート分析の概要

■指標の見方

- ・四国中央市の選択割合（％） …… ニーズや課題等の大きさを確認
- ・四国中央市の選択人数（人） …… 少ない場合は誤差の影響に留意（四国中央市の回答数 48人）
- ・県平均の選択割合（％） …… 比較により四国中央市の状況を確認
- ・11市での順位 …… 11市の中での四国中央市の状況を確認
- ・11市での偏差値 …… 11市の中での四国中央市の特化状況を確認

■分析における留意点

- ・分析対象としたのは愛媛県内の11市のデータ（ただし、県平均は20市町での愛媛県全体の平均）
- ・自治体単位では回答者数が多くないため、十分な精度ではない
- ・四国中央市の回答者の偏り（18～39歳と知的障がい者が比較的多い）の影響に留意が必要

相談支援について

（問15・16より）

- 相談支援体制については、「現在の体制では不十分」（23%）と感じている人の割合が11市の中で最も高い
- 今後は「相談先を分かりやすく」（42%）が最も希望されているが、「相談員の質の向上」（29%・1位）「自宅訪問相談」（21%・1位）「休日・夜間対応」（19%・1位）が他市より特に多く選択されており、柔軟な相談支援体制が四国中央市の課題とも考えられる

問15. 福祉や生活に関する相談支援体制の充足度	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
現在の体制で十分	15.3	10.4	5	10	38.9
ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい	37.8	35.4	17	8	48.0
現在の体制では不十分	15.8	22.9	11	1	70.3
わからない	28.1	31.3	15	5	54.5
無回答	3.0	0.0	0	9	38.5

問16. 今後の相談支援体制として希望すること（3つまで）	県平均 (%)	四国中央市 (%) (人) 順位 偏差値			
どこに相談したらよいか分かりやすくしてほしい	50.1	41.7	20	8	44.8
身近な地域で相談できるようにしてほしい	30.4	29.2	14	6	47.5
休日・夜間相談ができるようにしてほしい	13.4	18.8	9	1	64.5
相談窓口を一本化してほしい	19.9	14.6	7	9	43.7
自宅などへの訪問相談を行ってほしい	13.0	20.8	10	1	67.9
相談員(相談支援専門員、行政職員など)の質を向上させてほしい	24.6	29.2	14	1	62.5
その他	6.0	6.3	3	7	47.3
無回答	13.4	14.6	7	5	51.6

障がい者就労について

(問31・35より)

- 日中「働いている」(21%・1位)割合が高く、「企業における障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」(25%・11位)を望む人の割合が最も低いことから、11市の中では比較的就労が進んでいる地域であると考えられる
- 「障がいの状態や程度にあった職種の増加」(69%・1位)や「職場での障がいに対する理解」(44%・1位)が他市より高く、雇用の量より質や柔軟性が求められている段階にあると考えられる

問31. 日中の生活について（あてはまるものすべて）	県平均 (%)	四国中央市 (%) (人) 順位 偏差値			
正社員として、会社(企業・団体など)に勤めている	6.5	12.5	6	1	69.6
パート・アルバイトなどとして、会社(企業・団体など)に勤めている	6.8	6.3	3	5	53.0
自営業を営んでいる	3.7	2.1	1	8	44.1
在宅勤務・内職や家業の手伝いをしている	1.1	0.0	0	7	40.6
障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援など)で働いている	10.3	10.4	5	4	49.9
障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援など以外)に通っている	6.0	4.2	2	6	47.3
学校に通っている	13.0	8.3	4	10	42.9
高齢者施設の通所サービスや病院のデイケアなどに通っている	4.7	4.2	2	7	47.7
家事・育児・介護をしている	3.6	2.1	1	8	45.6
家で過ごしている	28.9	27.1	13	8	44.8
その他	8.6	12.5	6	5	56.1
無回答	16.4	16.7	8	5	51.6

問35. 必要な就労支援（特に必要だと思うもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市 (%) (人) 順位 偏差値			
企業ニーズにあった就労訓練の充実	11.7	14.6	7	4	55.3
企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大	35.4	25.0	12	11	36.5
障がいの状態や程度にあった職種が増えること	46.9	68.8	33	1	68.5
職場の上司や同僚などの障がいに対する理解	34.7	43.8	21	1	67.2
バリアフリーなどの勤務場所に置ける設備の配慮	14.7	18.8	9	3	57.8
短時間勤務や勤務日数などの勤務条件の配慮	24.6	25.0	12	8	51.2
就労後のフォローなど職場と生活面での支援機関との連携	21.4	16.7	8	11	38.7
わからない	12.8	8.3	4	8	44.5
その他	2.4	6.3	3	1	68.5
無回答	13.0	8.3	4	9	44.6

災害対策について

(問13・46・47・48・49より)

- 災害時に「避難できる」(38%・11位)「避難できない」(21%・1位)と、11市の中でみても避難が課題となっている
- 「地域の避難訓練に参加した経験がある」(19%・9位)割合も比較的低く、その理由は「訓

練がない」(32%・2位)や「他の参加者が気になるため」(12%・1位)である

○必要な災害対策は「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」(60%)が最も高く、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供」(38%)「医療施設や設備の確保」(35%)が続く

○将来の不安についても、「経済的なこと」(48%)や「健康や体力のこと」(42%)に続き「地震など災害のこと」(33%・2位)が多く選ばれている

問13. 将来の不安（主なもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市 (%)	(人)	順位	偏差値
経済的なこと(お金のこと)	44.9	47.9	23	4	55.3
健康や体力のこと	50.7	41.7	20	10	40.0
進学や学校のこと	4.4	2.1	1	6	46.4
就職や仕事のこと	15.4	8.3	4	9	40.5
育児や教育のこと	2.6	0.0	0	7	39.8
医療的ケアのこと	10.9	10.4	5	7	47.8
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	7.3	6.3	3	9	45.5
福祉サービスのこと	13.3	25.0	12	1	69.9
生活のこと	34.0	29.2	14	9	43.8
生きがいや楽しみのこと	7.8	6.3	3	8	45.1
恋愛や結婚のこと	5.6	6.3	3	5	54.1
周囲の障がいに対する理解	8.3	10.4	5	3	58.7
地震など災害のこと	25.0	33.3	16	2	63.3
悩みは特にない	7.9	6.3	3	8	42.4
その他	2.8	4.2	2	3	57.6
無回答	4.3	4.2	2	8	46.3

問46. 災害時に安全に避難できる環境にあるか	県平均 (%)	四国中央市 (%)	(人)	順位	偏差値
避難できる	48.1	37.5	18	11	36.6
避難できない	14.1	20.8	10	1	67.5
わからない	29.5	31.3	15	4	56.3
無回答	8.3	10.4	5	3	55.7

問47. 地域の避難訓練への参加経験	県平均 (%)	四国中央市 (%)	(人)	順位	偏差値
ある	27.6	18.8	9	9	41.9
ない	63.9	70.8	34	6	56.5
無回答	8.5	10.4	5	3	57.2

問48. 訓練に参加したことがない理由（訓練に参加したことがない人のみ回答）	県平均 (%)	四国中央市 (%)	(人)	順位	偏差値
訓練の案内(情報)がない	28.1	23.5	8	7	47.6
訓練がない	18.0	32.4	11	2	66.5
障がい者の参加への配慮がない	8.6	5.9	2	8	46.8
他の参加者が気になり、参加を見合わせている	6.0	11.8	4	1	63.6
訓練は必要ない	3.4	2.9	1	8	47.1
障がいの程度や体調により、参加を見合わせている	14.8	8.8	3	10	41.2
介助者などの負担を考え、参加を見合わせている	4.3	0.0	0	8	39.9
その他	8.1	2.9	1	9	42.7
無回答	8.8	11.8	4	4	54.3

問49. 災害時に備え、必要な対策（特に必要だと思うもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市 (%) (人) 順位 偏差値			
障がいの特性に配慮した災害情報の提供(災害の状況や避難場所)	35.9	37.5	18	5	53.2
避難するときの介助者や支援者の確保	35.3	29.2	14	9	39.8
障がいのある方に配慮した避難場所の確保	55.3	60.4	29	2	58.7
避難場所での介助者や支援者の確保	24.0	25.0	12	6	51.7
避難所生活におけるプライバシーを守る対策	27.6	22.9	11	9	47.1
医療施設や医療設備の確保	34.4	35.4	17	4	52.3
防災知識の普及・啓発	9.2	6.3	3	10	42.6
避難訓練の実施	10.4	14.6	7	2	60.2
その他	3.2	4.2	2	5	55.0
無回答	6.9	6.3	3	8	43.5

障がいに対する理解や配慮について

(問 12・35・48 より)

- 現在の悩み事で「周囲の障がいに対する理解」(17%)を選んだ割合が 11 市の中で最も高い(この項目は、特に 18～39 歳や知的障がい者が多く選択する傾向にあり、四国中央市の回答者の偏りための結果とも考えられる)
- 先述のとおり就労や避難訓練にも影響し、障がいに対する理解や配慮が他市よりも求められている

問12. 現在の悩み事（主なもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市 (%) (人) 順位 偏差値			
経済的なこと(お金のこと)	35.4	29.2	14	9	43.8
健康や体力のこと	49.5	41.7	20	11	36.6
進学や学校のこと	7.9	10.4	5	2	61.9
就職や仕事のこと	13.6	8.3	4	9	40.7
育児や教育のこと	2.9	2.1	1	7	47.5
医療的ケアのこと	9.0	6.3	3	10	41.4
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	6.0	16.7	8	1	77.8
福祉サービスのこと	9.6	16.7	8	1	72.5
将来の生活のこと	43.4	41.7	20	6	49.6
生きがいや楽しみのこと	8.7	10.4	5	5	52.0
恋愛や結婚のこと	5.4	12.5	6	1	66.6
周囲の障がいに対する理解	7.5	16.7	8	1	72.3
地震など災害のこと	24.2	22.9	11	7	51.4
悩みは特にない	11.1	6.3	3	10	41.2
その他	2.9	2.1	1	6	47.2
無回答	3.8	2.1	1	8	42.1

利用している障害福祉サービスについて

(問 12・13・44 より)

- 利用しているサービスについて、「満足している」(24%)「どちらかといえば満足している」(44%) 人の割合は概ね県の平均と等しい
- 現在の悩み及び将来の不安に「福祉サービスのこと」(ともに 1 位)を選んでいる割合が他市より高く、原因究明が望まれる

問44. 利用しているサービスの満足度（障害福祉サービス利用者のみ回答）	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
満足している	23.3	24.0	6	6	46.8
どちらかといえば満足している	42.2	44.0	11	5	54.2
どちらかといえば不満がある	15.1	12.0	3	8	45.5
不満がある	1.9	4.0	1	2	59.3
無回答	17.5	16.0	4	7	47.9

5. 資源開発部会実施調査におけるニーズと今後の方向性

3 アンケート調査を実施し分析した結果、特に求められているニーズ及び取り組むべき方向性は以下の6つである。

最も重要なニーズ

◎ 福祉情報の提供・周知

応えられるニーズであっても、「相談先が分からない」「どこにどんなサービスがあるのか分からない」ことにより需要と供給のミスマッチが多く発生している現状が見受けられる。『知る』ことがあらゆる悩みの解決や要望に応える第一歩となるため、以下の様な情報の提供や周知の仕組みを構築することと情報の更新が重要である。

「相談先一覧」「福祉サービス事業所（提供先）一覧」「福祉サービスの紹介」「地域イベント情報」「サークル活動紹介」「福祉マップ（トイレ、駐車場、バリアフリー等の整備情報）」「障がい者や福祉職の求人情報」「福祉視点の災害情報」「障がい福祉の基礎知識」「福祉のよくある疑問」

◎ 福祉人材の確保・育成

ニーズがあっても人手・人材不足により応えられていない状況がある。特にヘルパーの不足が深刻で、当事者の日常生活や余暇で要望に応えられていない。また、家族としては、安心して当事者を任せるためには支援者への信頼や技術が重要と考えていて、福祉人材の質も求められている。福祉人材同様に事業所や定員の増加も強く求められており、希望通りサービスを利用できない状況が家族の不安や疲労の解消を阻んでいる。そのためにも人材の確保・育成は、今後の社会情勢を鑑みても、喫緊であり最重要の課題といえる。

重要なニーズ

○ 障がい者の就労機会の増加と職場環境の充実

当事者は就労や自立の意欲が高い人が多く、家族（主に親）は将来に渡って生活していけるかを心配する人が多く、ともに就労に対する悩みや関心はかなり高い。しかし、就労に繋がっているのは一部に留まるのが現状である。就労機会の増加や職場環境の充実のためにも、障がいに対する理解や配慮が必要である。当事者・支援者・企業間で交流する機会を増やし、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し、理解を深めていくこともこれらの実現には求められる。

○ 障がい者への配慮や理解ある地域・社会

様々な場面で障がい者に対する理解や配慮が本質的に重要であり課題であることが分かった。就労機会を失ったり、日常生活で不便を感じたり、地域へ出ることには抵抗感を持ったり、生きづらさを感じている人は多い。障がい者差別解消法や合理的配慮、ヘルプカードやヘルプマーク等の普及啓発活動を行うとともに、地域で障がい者とふれあう機会を増やしたり身近に感じる仕組みをつくることで、障がい者への理解や配慮ある地域・社会を築いていく必要がある。

○ 相談支援体制・相談窓口の充実

福祉サービス利用の起点となり得る相談窓口について把握していない人が多く、相談先を分かりやすくする必要がある。また、相談支援体制が充実しているとはいえず、休日・夜間対応や出張相談など相談方法の柔軟さと相談員の質の向上が地域の課題となっている。

○ 災害対策

災害についての関心は高く、災害対策の遅れ、あるいは情報が十分に周知出来ていない点も課題となっていることが分かった。被災時や避難所生活をイメージするためには、愛媛県発行「障がい者災害対応のてびき」、愛媛県避難支援アプリ「ひめシェルター」、「四国中央市地域防災計画」

等既存の資源の活用や、障がい種別ごとに被災時の避難シミュレーションが出来る仕組みの確立が有効である。イメージできることで、自身が備えるものも明確になり、不安の解消に繋がると考えられる。

四国中央市第 6 期障がい福祉計画
四国中央市第 2 期障がい児福祉計画

発行年月 : 令和 3 年 3 月

発行・編集 : 四国中央市 福祉部 生活福祉課

住 所 : 〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 : 0896-28-6023

ファックス : 0896-28-6172

メールアドレス : seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>